

公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会役員報酬規程

昭和 63 年 4 月 1 日制定
平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 1 月 8 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会の役員報酬に関し、必要な事項について定めるものである。

(役員の報酬)

第 2 条 役員には報酬を支給する。

(役員報酬の基準額)

第 3 条 役員の報酬は年額とし、総会の議決の範囲内において、理事会で定める。

2 役員報酬の額の基準は、次のとおりとする。

- (1) 会長 年 17 万円
- (2) 副会長 一人につき年 8 万円
- (3) 専務理事 年 360 万円
- (4) その他の理事 一人につき年 7 万円
- (5) 代表監事 年 8 万円
- (6) その他の監事 年 7 万円

3 各役員の役員報酬の額は、総会で定めた役員報酬の総額が前項の基準により算定した額に不足するとき、又は役員が申し出たときは、その額を減額し、又は支給しないことができる。

(常勤役員への支給)

第 4 条 常勤役員の報酬は、月割計算により算定した額を毎月支給する。

2 常勤役員が月の途中において就任又は退任したときの報酬は、次のとおりとする。

- (1) 就任した月の報酬は、日割計算により算定した額とする。
- (2) 退任した月の報酬は、月割計算により算定した額を全額支給する。
- (3) 常勤役員の通勤手当は、給与規程第 7 条に準じて支給することができる。

(非常勤役員への支給)

第 5 条 非常勤役員の報酬は、年額の 4 分の 3 に相当する額を 1 月に、年額の 4 分の 1 に相当する額を翌年 3 月にそれぞれ支給する。

2 非常勤役員が年度途中において就任又は退任したときの報酬は、月割計算により算定した額とする。この場合において、1 月に満たない在任期間は 1 月とみなして算定する。

(その他)

第 6 条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

(附 則) この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 28 年 1 月 8 日より施行する。